

平成 27 年度

第 2 回大分県福祉のまちづくり推進協議会資料

平成 27 年 12 月 18 日

大分県福祉保健部地域福祉推進室

議事（1）平成27年度上半期「大分県福祉のまちづくり条例」新築等届出状況等

① 新築等届出・適合状況

用途	届出件数				全部適合 の割合	適用除外 の割合	不適合 の割合
		うち 全部適合	うち 適用除外	うち 不適合			
1 学校等	1		1		0.0%	100.0%	0.0%
2 病院、診療所	11	6	5		54.5%	45.5%	0.0%
3 老人保健施設	2	1	1		50.0%	50.0%	0.0%
4 劇場等	0						
5 集会場等	0						
6 展示場	0						
7 物販	3	3			100.0%	0.0%	0.0%
8 ホテル等	4	2	1	1	50.0%	25.0%	25.0%
9 事務所(23除く)	2	1	1		50.0%	50.0%	0.0%
10 共同住宅等	4	2	1	1	50.0%	25.0%	25.0%
11 老人福祉施設等	39	21	18		53.8%	46.2%	0.0%
12 体育館等	1		1		0.0%	100.0%	0.0%
13 博物館等	0						
14 公衆浴場	0						
15 飲食店	0						
16 サービス業	0						
17 学習塾等	0						
18 工場	1		1		0.0%	100.0%	0.0%
19 停車場等	0						
20 自動車車庫	0						
21 公衆便所	0						
22 火葬場	0						
23 官公庁舎	0						
24 複合用途建築物	1		1		0.0%	100.0%	0.0%
計	69	36	31	2	52.2%	44.9%	2.9%

② 基礎的基準の適用除外・不適合項目の状況

項目	基準	適用除外	不適合
1 移動等円滑化経路	段を設けない	9	
2 出入口	戸は車いす使用者が容易に開閉できる構造、前後に高低差なし	8	1
3 廊下等	表面は、滑りにくい素材を使い、段差を示すための点状ブロック等を敷設 移動等円滑化経路を構成する傾斜路に手すり設置等	2 12	
4 階段	踊り場に点状ブロック等を敷設 つまずきになるものを設けない 階段幅 120cm以上	3 2 5	1
5 傾斜路	1/12超の傾斜部への手すり設置等	2	
6 エレベーター	かご内に到着等を知らせる音声装置等を設置等	3	
8 便所	車いす使用者用便房内に十分な空間の確保や手すり設置等 ベビーチェア、ベビーベット等を設置 1以上の小便器に手すりを設置 1以上の洗面器の周囲に手すりを設置 水洗器具の操作が容易	12 2 3 14 2	
9 客室等	便所内に車いす使用者用便房設置	1	
10 敷地内通路	段がある部分に手すり設置等 1/12超の傾斜部への手すり設置等 車いすの使用者が容易に通過できる構造 移動等円滑化経路は勾配1/12以下等	5 3 2 1	1 2 1
11 駐車場	車いす使用者用駐車施設を1以上設置等	11	
12 標識	エレベーター、車いす使用者用駐車施設及び便所を示す表示設置	4	1
13 案内設備	案内板や施設の状況を視聴覚障害者に示す設備の設置	12	
14 案内設備までの経路	案内設備等までの経路に点状ブロック等を敷設	13	1
18 公衆電話所	電話台の下に蹴込みを設置	1	
19 浴室	浴室の基準（材質、幅、手すり、車いす使用者利用可能）に合致	1	

※番号は基礎的基準の項目番号

③ 不適合項目の事例

建築物の用途	面積(m ²)	不適合項目	項目数
共同住宅	6,425.09	・階段の幅不足 ・敷地内通路の傾斜部に手すりがなく色の明度や色彩の差が小さいので識別が困難 ・車いす駐車場及びエスカレーターの標識無し	4
旅館	1,046.95	・出入口の幅不足 ・敷地内通路のスロープに手すりなし ・敷地内の通路の扉が車いす使用者が容易に開閉できる構造でない ・案内設備までの経路に点字ブロックなし	4

④ 無届施設

主 要 用 途	施 設 規 模 (m ²)	新築、増築の別
スーパーマーケット	1,640.36	増築

⑤適合証交付施設について

基礎的基準または誘導的基準に全部適合した施設については、設置者からの請求があった場合、「適合証」を交付しています。

【適合証交付のメリット】

- ・適合証交付により、施設のイメージアップが図られる。
- ・適合証の交付を受けた施設名を県庁のホームページで紹介。



No.	施設の名称	所 在 地	用 途	基 準	交付日
1	大分県厚生連鶴見病院	別府市大字鶴見4333番地	病 院	誘導的基準	H25.1.28
2	ミスターMAX西大分店	大分市大字生石字下ノ田145番27他	物品販売・サービス	基礎的基準	H25.5.21
3	共同生活ホーム 明日風	臼杵市大字前田字南平37-1、37-2、字中原144-1、144-2	有料老人ホーム	基礎的基準	H26.3.31
4	みなはるの里	大分市大字皆春字江添262-1、265-1、265-4、266-1、266-7、268-2、275-1	老人複合施設・診療所	基礎的基準	H26.4.23
5	グループホーム明日風	臼杵市大字搔懐字ビワガ瀬27番2、28番3	認知症老人グループホーム	基礎的基準	H26.5.29
6	大分記念病院有料老人ホーム	大分市大字羽屋字不定287番2	有料老人ホーム、デイサービスセンター	基礎的基準	H26.6.18
7	大分県立美術館	大分市寿町65番、他9筆	美術館	基礎的基準	H27.3.27
8	北九州銀行 中津支店	中津市島田字村田527-8、 字道祖本714-2、714-3	銀行	基礎的基準	H27.7.16
9	H Iひろせスーパーコンボ明野店	大分市大字猪野字飛川1612-10、他11筆	物販販売施設	基礎的基準	H27.7.30
10	B i V i 日出	速見郡日出町宇佐尾3244番地1、3112番地10 3112番地11及び3121番9	複合施設（社会教育施設及び物販販売施設）	基礎的基準	H27.8.18

*適合証の交付制度は、平成24年度に始まりました。

議事(2)「大分県福祉のまちづくり条例」の届出にかかる指導の強化等について

無届施設について

- ・特定行政庁に確認申請がなされたため無届事例はない、
- ・確認申請が民間の指定認検査機関にこなされる場合→届出を別途特定行政庁に行わなければならぬため、周知が行き届かず無届事例が発生する
- ・民間の指定認検査機関に確認申請がなされる場合の条例に基づく届出を促す仕組みづくり

現状

課題

周知及び広報に関する対応策

事業者向けのリーフレットの作成及び配布

- ・事業者向けのリーフレットを民間の指定認検査機関にて配布依頼
- ・行政の福祉部局においても、新たに設置する福祉施設等に対してもリーフレットを配布し周知
- ・特定行政庁は、事業者向けのリーフレットを届出の場合せや届出がなされた際に内容を説明し配布する

事業者指導に関する対応策

事務処理要領に基づいた指導

- ・届出に対する特定行政庁の助言や指導方法に関する事務処理要領を作成
- ①無届の場合の公文書による指導
- ②不適合の場合の公文書による指導
- ※指導に従わない場合は勧告・公表の措置をとる場合があることを明記

※特定行政庁→建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る建築主事を置く地方公共団体

※指定認認検査機関→建築確認や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関

基礎的基準不適合施設について

- ・基礎的基準を満たさない場合→届出書の処理欄にその旨を記載するとともに口頭で助言・指導を行っている
- 助言・指導に対する改善状況の報告を求めないため、改善することなく工事完了届が提出される事例がある

- ・事業者の条例に対する認識不足
- ・不適合の内容が確実に伝わる仕組みづくり
- ・基準を満たす内容への設計変更がなされたことの確認を行う仕組みづくり

現状

課題

議事（3）大分ユニバーサルデザイン推進事業者登録について

1 経緯

過去3回の協議会において、事務局から民間のユニバーサルデザインの取組を支援する制度を提案し、委員の皆様から意見をいただいてきた。

①平成26年度 第1回大分県福祉のまちづくり推進協議会 (事務局から)

- ・ユニバーサルデザインについて一定の要件を満たす事業者を表彰するとともに県庁サイトや各媒体でその取組内容を紹介するために「あったか・はーと推進事業者（仮称）」表彰制度を提案した。
- ・委員の皆様から
- ・民間事業者の各種研修等にUDについて学ぶ機会を増やすのような働きかけが行えるとよい。
- ・表彰のみで終わるのではなく継続できるシステムがよい。

②平成26年度 第2回大分県福祉のまちづくり推進協議会 (事務局から)

- ・1回の表彰で終わるのではなく、民間のユニバーサルデザインについての取組を継続的に支援するために、一定の要件を満たす事業者を認定し、県サイトや各媒体で紹介するために「あったか・はーと推進事業者」認定制度を提案した。
- ・委員の皆様から

- ・ユニバーサルデザインで一定の要件を設定をすることは、難しいと思うが、何か事例はあるか？
→民間の認知症の人や家族への取組に対しオレンジカンパニー制度があり、幅広く登録を行っているが、その制度を参考に登録制度を再提案したい。

③平成27年度 第1回大分県福祉のまちづくり推進協議会 (事務局から)

- ・前回の協議会でいただいた意見や認知症の登録制度を参考に5要件を示した「大分ユニバーサルデザイン推進登録者制度」を提案した。

(委員の皆様から)

- ・まちづくり条例の条件を満たしていないなくてもユニバーサルデザインの推進者とするのはいかがなものか？
- ・ユニバーサル推進をするのであれば、ユニバーサルデザインの研修を受けていることを一番にすべき。
- ・中身を整理して再度提出して欲しい。

2 今回の登録制度

民間事業者の取組を支援する趣旨から、ハードの要件である項目（福祉のまちづくり条例の基礎的基準に適合している）は外した。

今回は、民間事業者向けのユニバーサルデザイン研修の受講、県が進めている「あったか・はーと」駐車場やユニバーサルデザイン体験空間事業への協力、その他ユニバーサルデザインの普及啓発に積極的に取り組んでいる事業者を登録とともに広く県民に周知することによりその取組を支援する。

3 登録制度の位置づけ

県は、平成27年3月に作成した「大分県地域福祉基本計画」の中で、民間事業者のユニバーサルデザインに関する取組促進に向けた認定制度や表彰制度を実施することにしている。

大分ユニバーサルデザイン推進事業者登録実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 年齢や障がいの有無にかかわらず多くの人が利用可能なユニバーサルデザインを普及させるため、県においてユニバーサルデザイン推進事業者を登録し、もって民間の取組を支援するとともに県民に対して周知を行う。

（登録の要件）

第2条 登録の対象となる民間事業者の取り組みは、次のいずれかの要件を1つ以上満たすものとする。

- (1) 民間事業者向けのユニバーサルデザイン研修を従業員又は構成員の半数以上が受講していること
- (2) 大分あつたか・はーと駐車場利用証協力区画を複数施設設置するとともにバリアフリーマップに登録をしていること
- (3) 県民が身近に体験できるユニバーサルデザイン体験空間を設置していること
- (4) その他ユニバーサルデザインの普及啓発に積極的に取り組んでいること

（登録の手続き等）

第3条 前条の要件を満たす民間事業者で、大分ユニバーサルデザイン推進事業者登録を希望する者は、様式1により県あて申請を行うものとする。

但し、前条（1）の要件に該当する場合は、様式2も併せて添付するものとする。

- 2 県は、前項の規定による申請を受けた場合には、前条の要件に該当しているか確認の上、大分ユニバーサルデザイン推進事業者ステッカーを交付し、登録するとともにホームページにて公表するものとする。
- 3 県は、民間事業者が、登録要件を満たさなくなった場合等には、登録を取り消すことができるものとする。

◎用語集

用語	解説	
バリアフリー新法	一体的、総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」	
大分県福祉のまちづくり条例関係	特定施設	多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で「大分県福祉のまちづくり条例施行規則」(以下「規則」という)別表第1で定めるもの
	特別特定施設	特定施設のうち一定規模以上の施設(「規則」別表第1で規定)をいう
	基礎的基準	特定施設について、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるために必要な基準で「規則」別表第2で定めたもの
	誘導的基準	特定施設について、高齢者、障がい者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準で「規則」別表第3で定めたもの
	全部適合	特別特定施設について、基礎的基準に全ての項目が適合していること
	適用除外	特別特定施設について、基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合又は構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難な場合は、基準に適合させなくてよい
	不適合	基礎的基準に合致しないこと(適用除外は除く)
	特定行政庁	建築の確認申請、違反建築物に対する是正命令等の建築行政全般を司る建築主事を置く地方公共団体
	指定確認検査機関	建築確認や検査を行う機関として国土交通大臣や都道府県知事から指定された民間の機関
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がいの有無、能力を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)	
大分あつたか・はーと駐車場利用証制度	駐車場の確保に特に配慮が必要な身体障がい者等が、登録された駐車施設を利用できるように利用証を発行する制度	
バリアフリーマップ	バリアフリーに配慮した公共施設や民間施設の設備に関する情報を県のホームページに掲載したもの	
ユニバーサルデザイン体験空間	県が身近な場所で、ユニバーサルデザインによる文具や玩具に触れる機会を提供するため、民間事業者の協力を得て設置する文具等の展示スペース	

(資料1)

大分県福祉のまちづくり推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 大分県福祉のまちづくり条例の理念に基づき、高齢者や障がい者を含むすべての県民が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを推進するため、大分県福祉のまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 福祉のまちづくりの総合的な推進に関すること。
- (2) 福祉のまちづくりの普及啓発に関すること。
- (3) 福祉のまちづくりに係る連絡調整に関すること。
- (4) その他福祉のまちづくりの推進に関して必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年間とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した者が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 特定の事項について協議を行うため、協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、会長がこれを招集する。
- 3 専門部会長は、会長が指名し、専門部会長が専門部会の議長となる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、大分県福祉保健部地域福祉推進室において処理する。

付 則

この要綱は、平成15年3月13日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成22年8月25日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成23年10月7日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年4月20日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成24年9月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年1月7日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年3月12日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成26年9月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成27年10月15日から施行する。

(別表)

大分県福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

機関・団体名	役職	氏名
大分市ホテル旅館事業協同組合	理事	池辺 京子
大分県商工会議所女性会連合会	会長	今川 敦子
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	副理事長	産谷 喜久太
社会福祉法人大分県盲人協会	会長	衛藤 良憲
公益社団法人大分県精神保健福祉会	事務局長	岡部 素行
一般社団法人大分県タクシー協会	専務理事	小田原 正
九州旅客鉄道株式会社大分支社	副支社長	沓掛 和弘
社会福祉法人日田市社会福祉協議会	事務局長	牛王 嘉子
国立大学法人 大分大学、まちづくり研究所	名誉教授、所長	佐藤 誠治
公益財団法人大分県老人クラブ連合会	評議員	佐保 榮子
学校法人別府大学 別府大学短期大学部	初等教育科教授	杉野 寿子
学校法人文理学園 日本文理大学	工学部准教授	西村 謙司
一般社団法人大分県身体障害者福祉協会	事務局長	平川 一夫
公益社団法人大分県建築士会	常務理事	宮崎 隆博
「だれもが安心して暮らせる大分県条例」をつくる会	共同代表	宮西 君代
公益社団法人大分県手をつなぐ育成会	副会長	村上 和子
非営利活動法人リラクセーション桜	理事長	吉岡 尚美
一般社団法人大分県バス協会	専務理事	脇 紀昭
おおいた子ども・子育て応援県民会議	委員	渡部 さおり

(五十音順)

(資料2)

大分県福祉のまちづくり条例の概要

私たちの社会には、高齢者、障がい者、妊産婦、傷病者など、日常生活や社会生活において身体の機能上の制限等を受ける多くの人たちが、共に暮らしています。

この条例は、それらの方々をはじめとするすべての人々が、自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていくことを目的として、平成7年から施行しており、平成23年及び24年には、バリアフリー法の制定等社会状況の変化に対応するため、条例の一部を改正しました。

1 条例の内容

この条例は、主に次の内容を定めています。

(1) 県、市町村、県民、事業者の責務

県：基本的・総合的な施策策定と実施

市町村：地域の実情に応じた施策策定と実施、県施策への協力

県民：理解促進、活動参画、県・市町村施策への協力

高齢者、障がい者等に配慮して整備された施設の利用妨げとなる行為の禁止

事業者：特定施設の高齢者、障がい者等による安全かつ容易な利用の確保、県・市町村施策への協力

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の基本方針

県は、次に掲げる基本方針に基づき、福祉のまちづくりに関する施策を実施することとしています。

- すべての人が自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる生活環境の整備を進めること。
- すべての県民が福祉のまちづくりに参画し、積極的に協力する気運を醸成すること。

(3) 「特定施設」整備促進のための仕組み

① 「特定施設」の「基礎的基準」「誘導的基準」の策定

多数の人が利用する施設（特定施設※1）には、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準（基礎的基準※2）を定めています。

また、高齢者、障がい者等がより安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準（誘導的基準※3）も定めています。

②「特別特定施設」新築等の際の届出等

特定施設のうち、規則で定めるもの（特別特定施設※4）の新築等をしようとすると際は、着工30日前まで（※5）に届出を行っていただきます。

基礎的基準に適合した整備が行われるよう、指導・助言を行います。

無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表ができることとしています。

新築等の届出の内容に変更がある際、工事を完了した際にも届出が必要です。

③既存特定施設の整備

既存の特定施設については、基準適合状況の把握と、基準に適合した整備に努めていただきます。

④特定施設の管理運営

特定施設について、ハード面の整備だけでなく、ソフト面（管理運営）においても、高齢者、障がい者等が安全かつ容易に利用できるよう努めていただきます。

⑤基準に適合した特定施設への適合証の交付

基礎的基準又は誘導的基準に適合した特定施設が、希望する場合には、適合証を交付し、施設利用者への情報提供等に資することとします。

(4) バリアフリー法に基づく整備基準適合義務の範囲の拡大

バリアフリー法（※6）により、法で定める「特別特定建築物」の床面積2,000m²以上の建築をする場合は、同法で定める建築物移動等円滑化基準（エレベーター、オストメイト対応便房、車いす使用者用駐車施設の設置など）に適合する義務があります。

この義務付けについて、本県福祉のまちづくり条例では、以下の特別特定建築物について、規模要件を床面積1,000m²以上に引き下げます。（法の基準に適合して建築することが義務となります。）

- ・特別支援学校
- ・病院又は診療所
- ・保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- ・老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。）
- ・老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- ・体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、水泳場（一般公共の用に供されるものに限る。）若しくはボーリング場又は遊技場
- ・博物館、美術館又は図書館

※1 特定施設：多数の者が利用する建築物及び道路・公園その他の公共の用に供する施設で施行規則（別表第1）で規定するもの。

※2 基礎的基準：出入口、廊下、階段、昇降機、便所などの構造及び設備の整備に関する基準。施行規則（別表第2）で規定。

※3 誘導的基準：施行規則（別表第3）で規定。

※4 特別特定施設：施行規則（別表第1）で規定。

※5 経過措置：平成24年4月30日までの間に着工する場合は、「着工の日の前まで」とする。

※6 バリアフリー法：高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）

2 特定施設の整備にあたって（手続き等）

（1）条例の対象となる施設

○特定施設

特定施設の新築等（※1）を行う場合は、基礎的基準に適合させるよう努めなければなりません。

○特別特定施設

特定施設のうち一定規模以上のもの（特別特定施設）の新築等を行う場合は、適用除外となる場合（※2）を除き、基礎的基準に適合させなければなりません。

また、事前に届出を行うとともに、新築等の届出の内容に変更がある場合、工事を完了した場合にも届出が必要です。

（※1）新築等：新築、新設、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替

（※2）適用除外となる場合：

- ・基礎的基準に適合する場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合
- ・構造、利用の目的、地形、敷地の状況等により基礎的基準に適合させることが困難である場合

特定施設（特別特定施設）の範囲は、施行規則の別表第1で規定しています。

区分	用途	特別特定施設の規模等
1 建築物	(1) 学校、専修学校又は各種学校	1,000m ² を超えるもの
	(2) 病院又は診療所	すべてのもの
	(3) 老人保健施設	すべてのもの
	(4) 劇場、観覧場、映画館、演芸場その他の興行場	1,000m ² を超えるもの
	(5) 集会場、公会堂その他これらに類するもの	1,000m ² を超えるもの
	(6) 展示場	1,000m ² を超えるもの
	(7) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	1,000m ² を超えるもの
	(8) ホテル、旅館その他の宿泊施設	1,000m ² を超えるもの
	(9) 事務所 ((23) に掲げるものを除く)	3,000m ² を超えるもの
	(10) 共同住宅又は寄宿舎	50戸/室を超えるもの
	(11) 保護施設、老人福祉施設、障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護及び行動援護を除く。）を行う施設、身体障害者社会参加支援施設、母子福祉施設、児童福祉施設その他これらに類するもの	すべてのもの
	(12) 体育館、水泳場、ボーリング場その他の体育施設又は遊技場	1,000m ² を超えるもの
	(13) 博物館、美術館又は図書館	1,000m ² を超えるもの
	(14) 公衆浴場	1,000m ² を超えるもの
	(15) 飲食店	1,000m ² を超えるもの

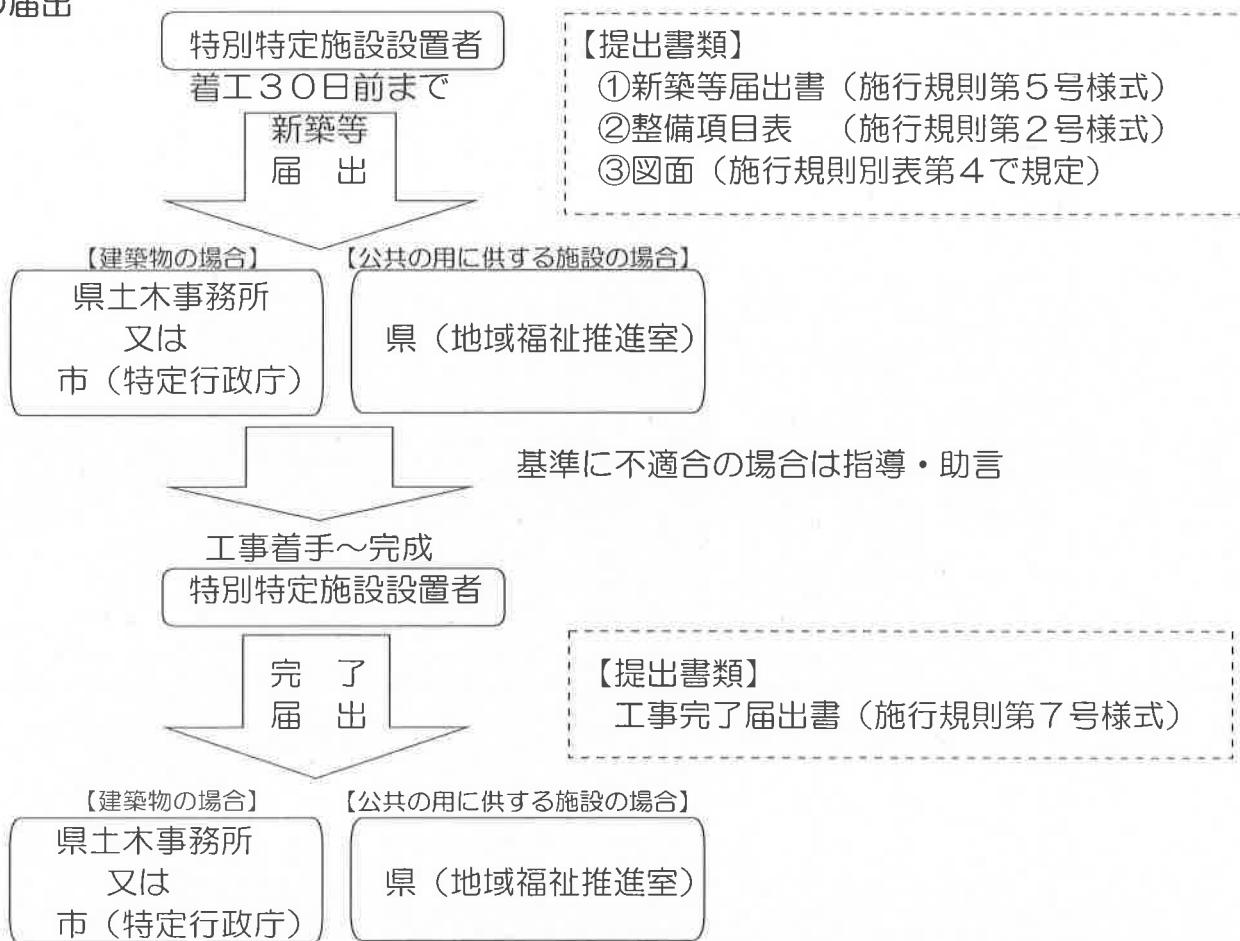
	(16) 理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	1,000m ² を超えるもの
	(17) 自動車教習所又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	1,000m ² を超えるもの
	(18) 工場	3,000m ² を超えるもの
	(19) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	1,000m ² を超えるもの
	(20) 一般公共の用に供される自動車車庫	1,000m ² を超えるもの
	(21) 公衆便所	すべてのもの
	(22) 火葬場	1,000m ² を超えるもの
	(23) 官公庁舎	1,000m ² を超えるもの
	(24) 複合用途建築物	3,000m ² を超えるもの
2 公共の用に供する施設	(1) 道路 道路法に規定する道路(自動車専用道路を除く)	すべてのもの
	(2) 公園、緑地 都市公園法に規定する都市公園 児童福祉法に規定する児童遊園 港湾法に規定する港湾環境整備施設である緑地	すべてのもの
	(3) 路外駐車場 駐車場法に規定する路外駐車場(機械式駐車場を除く)	自動車の駐車の用に供する部分が500m ² 以上であるもの
	(4) 遊園地、動物園、植物園その他これらに類するもの	すべてのもの

(2) 基礎的基準・誘導的基準の内容

- ① 基礎的基準(高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするために必要な基準)は、施行規則の別表第2で規定しています。
- ② 誘導的基準(高齢者、障害者等が安全かつ容易に利用できるようにするための目標となる基準)は、施行規則の別表第3で規定しています。

(3) 届出等の流れ

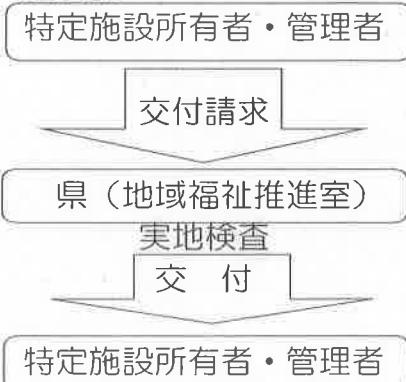
○届出



※ 無届けで工事に着手したとき、届出の内容と異なりかつ基礎的基準に適合していない工事を行ったとき、正当な理由なく指導・助言に従わなかったときは、勧告・公表を行うことがあります。

※ 【建築物の場合】建築確認申請を指定確認検査機関に行う場合も、福祉のまちづくり条例による届出を県土木事務所又は市の建築指導担当課に行う必要があります。

○適合証



特定施設が基礎的基準・誘導的基準に適合しているときは「適合証」の交付を請求することができます。
適合証は、特別特定施設でない特定施設や、既存施設についても請求することができます。

【提出書類】

- ①適合証交付請求書（施行規則第3号様式）

- ②整備項目表（施行規則第2号様式）

又は

- 誘導的基準整備項目表（施行規則第4号様式）

- ③図面（施行規則別表第4で規定）

- ④建築基準法第7条第5項の検査済証の写し（建築物の場合）

(資料3)

ユニバーサルデザイン出前授業 実施校一覧

(平成26年度)

市名	小学校		中学校		合計	
	箇所数	参加児童数	箇所数	参加児童数	箇所数	参加児童数
大分市	8	511	3	579	11	1,090
別府市	3	240	1	142	4	382
中津市	2	91			2	91
日田市	3	131			3	131
佐伯市	3	98	3	167	6	265
臼杵市					0	0
津久見市	1	27			1	27
竹田市	3	70	1	30	4	100
豊後高田市	4	189			4	189
杵築市	2	44			2	44
宇佐市	1	15			1	15
豊後大野市	3	229	3	141	6	370
由布市	3	151			3	151
国東市	3	88			3	88
日出町			1	4	1	4
合計	39	1,884	12	1,063	51	2,947

(平成27年度)

市名	小学校		中学校		合計	
	箇所数	参加児童数	箇所数	参加児童数	箇所数	参加児童数
大分市	13	1,007	2	157	15	1,164
別府市	4	373	1	135	5	508
中津市	3	141			3	141
日田市	5	185	2	58	7	243
佐伯市	3	87	1	51	4	138
臼杵市	4	141	1	48	5	189
津久見市					0	0
竹田市	3	54			3	54
豊後高田市	5	141			5	141
杵築市					0	0
宇佐市	3	72			3	72
豊後大野市	2	109			2	109
由布市	5	212			5	212
国東市	2	62			2	62
九重町	1	37			1	37
合計	53	2,621	7	449	60	3,070

共生のまち整備事業について

1. 目的

高齢者、障がい者、児童などすべての県民が自立していきいきと生活し、人と人との交流が深まる共生型の地域社会を実現するため、社会活動への参加を妨げる行動面での障壁を取り除くことを目的に、県が設置または管理する既存の公共施設のバリアフリー化を推進する。

2. 対象地区

- ①福祉のまちづくり重点地区(豊後高田市ほか51地区)
- ②あんしん歩行エリア(大分市中央地区ほか5地区)
- ③バリアフリー新法に基づく重点整備地区
(大分駅周辺、別府駅周辺、亀川駅周辺の3地区)
- ④バス停のバリアフリー化
- ⑤交通拠点周辺整備 等

3. 平成27年度 事業内容及び事業費

全体事業費 C=80,000千円

- ①歩道等改良 C=62,217千円
 - ・県庁連絡通路階段移設(大分市)、視覚障害者用誘導ブロック補修(宇佐市) 等
- ②県有施設改修 C=8,783千円
 - ・通路のスロープ化(九重青少年の家)、多目的トイレの設置(農業文化公園) 等
- ③交通環境整備 C=9,000千円
 - ・視覚障害者用音響装置(8箇所)

・県庁連絡通路階段移設(大分市)

改修前



改修後





高齢者、子育て世帯の リフォームを支援します！

安心して暮らせる住まいに変える支援を行います

大分県と市町村では、高齢者世帯、子育て世帯が行う住宅の改修工事（リフォーム）等を支援する事業を実施しています。

1 高齢者バリアフリー型

- (1) 世帯要件（下記を全て満たす）
- ・65歳以上の高齢者がいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が
350万円未満
- （高齢者と高齢者以外からなる世帯の所得には、公的年金等を除く）
- (2) 住宅要件
- ・高齢者世帯が居住する住宅
- (3) 対象工事
- ・高齢者用の寝室の増築
 - ・内装改修工事
 - ・バリアフリー改修工事等
（同時に行う省エネ改修工事等を含む）
- （30万円未満の工事は補助対象外）
- (4) 補助金額
- ・補助対象工事費の20%
(限度額 30万円)

2 子育て支援型

- (1) 世帯要件（下記を全て満たす）
- ・18歳未満の子どもがいる世帯
 - ・世帯員全員の前年の所得総額が
600万円未満
- (2) 住宅要件
- ・子育て世帯が居住する住宅
- (3) 対象工事
- ・子ども部屋の増築
 - ・子どものための間取り変更
 - ・子どものための内装改修工事等
（同時に行う省エネ改修工事等を含む）
- （30万円未満の工事は補助対象外）
- (4) 補助金額
- ・補助対象工事費の20%
(限度額 30万円)



高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業

◆ 問い合わせ先

- ① 各市町村リフォーム相談窓口
(別府市は高齢者バリアフリー型のみ補助)
- ② 大分県土木建築部 建築住宅課 企画調査班
097-506-4677